製造販売後調査受託料の経費算出基準

経費算出基準	
区分	□使用成績調査（単価 30,000 円） □特定使用成績調査（単価 30,000 円） □副作用・感染症報告（単価 30,000 円） □第 2 分冊～（分冊単価 10,000 円） □その他（　　） ※ 調査内容により相談可とする。
計算式	［（単価）×（症例数）］＋［（分冊単価）×（分冊数（第 2 分冊～））×（症例数）］で算出
消費税	上記の計算式で算出した金額に消費税率を積算する。

(1) 消費税の取扱いについては、消費税法及び地方税法によるものとする。

(2) 製造販売後調査期間延長の場合は、追加徴収しない。

(3) 調査終了後、終了報告書を速やかに提出する。調査期間が長期に及ぶ場合などは、精算については相談に応じるものとする。